【住宅改修の複数見積りの徴取に関する署名】

私は、住宅改修を行うにあたり、理由書の作成事業者から「利用者保護の観点から、利用者は複数の住宅改修事業者から見積もりを取ることができる。」ことについて説明を受けました。

　　　　　　　　　　説明者（　　　　　　　　　　）

* 以下、利用者が記入してください。

令和　　年　　月　　日

自署：（利用者名）

代筆者氏名

代筆の場合

①　利用者は、複数見積りの徴取について説明を受けた後、署名をし、申請の際に必ず提出してください。

②　２社以上見積もりを徴取した場合は、全ての見積書を添付してください。

　（２社以上の見積もりを徴取する場合は、他社の見積もりを見せる等の行為は行わないでください。）

③　利用者が、複数見積りの説明を受けた上で、１社のみで申請することもできます。

≪薩摩川内市の介護保険住宅改修制度における取扱い注意事項≫

利用者１人につき、改修工事費２０万円が限度額です。２０万円を超えるまで

何回も申請できます。

住宅改修を行う被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、被保険者の身体状況及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めてください。

* 申請内容について、保険給付として適当なものかどうか確認が必要と判断した場合は、現地確認等協議する場合があります。